

東京都失語症者向け意思疎通支援モデル事業について

1 失語症者にかかる施策の取組経過と概要

(1) 国の動き

- ・平成28年度地域生活支援事業の要綱改正により、既存の「意思疎通支援事業」の対象者に「失語症」が明記された。

これまでの「視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害」に加え、新たに「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の肢体不自由、難病等」を追記し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等のすべてが対象であることを明示したものとなった。

- ・平成31年3月地域生活支援事業の要綱改正により、既存の「専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業（都道府県必須事業）」に、下記の内容が明記された。

「失語症者の自立と社会参加を図るため、市区町村域を超える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する」

(2) 都の動き

- ・平成30年度より「失語症者向け意思疎通者養成事業」を実施。
東京都言語聴覚士会に委託し、平成30年度より「基礎コース」を開講、令和元年度より「応用コース」を開講し実施している。
- ・養成講習修了者の活用を図るため、令和2年度に「意思疎通支援モデル事業」を立ち上げたが、新型コロナウイルスの影響により、初年度は事業中止した。実質的には令和3年度より事業を開始している。

2 都における「失語症者向け意思疎通支援モデル事業」の概要

- ・「会話サロン」にて都が養成した支援者による会話支援等を実施することで、失語症者の社会参加の再開を後押しすることを目指すもの。
- ・都内に、失語症当事者と意思疎通支援者が集まる会話サロンを設置し、失語症者との会話を通じた意思疎通を支援する。また、失語症当事者の個別の困りごと（ニーズ）を聞き取りながら、サロンで支援者との関係を築き、個別の外出同行支援へ結びつけ、実施する。

- ・会話サロン概要：(参考資料3)
都内2か所（区部1か所、多摩部1か所）で設置。月に1回ずつ、2時間程度開催。

東京都言語聴覚士会に委託して運営。

対象者は「東京都在住で身体障害者手帳を持っている失語症のある人」としている。

費用は無料。

参加者の登録数は各サロン 10 名程度。支援者の登録は 24 名。

- ・令和 3 年度よりサロンを開催し，令和 4 年度より個別外出同行支援のモデル実施を開始している。

3 「失語症サロン」の実施内容（見学報告）

（1）見学日の人数

- ・参加者 6 名
- ・支援者 8 名
- ・言語聴覚士 6 名

（2）支援内容

ア 事前準備

- ・言語聴覚士は当日担当する支援者と参加者を事前にマッチングする。

イ 当日の流れ

- ・当日の流れの説明（10 分程度）
- ・一対一での会話支援（80 分—90 分程度）
支援者（養成講座修了者）が中心となり会話支援を行い，言語聴覚士は巡回しながら後方支援を行う。
- ・日頃は後半に全体で話題の共有を行っているが，見学日は都合によりなかった。
- ・振り返り（30 分—60 分程度）
参加者一人ずつの支援の振り返りを行い，次回につなげるための共有を行っていた。

ウ 支援の様子

- ・名札の紐を色分けし，参加者か支援者か言語聴覚士か視覚的に判別できるようにしていた。
- ・当日の流れについて，ホワイトボードに箇条書きをしながら、ゆっくり説明していた。
途中確認を行いながら進めていた。
- ・全体説明の内容について，各担当支援者が紙に書き，それぞれの参加者の理解を確認しながら補足説明を行っていた。
- ・支援者は，白紙の紙に黒マジックペンで書きながら支援していた。
単語やイラスト，図を取り入れ，参加者が話したいことと一致しているか，確認しながら会話を進めていた。
- ・参加者同士の距離を一定程度空けた机の配置となっていた。
- ・参加者の帰宅後，支援者と言語聴覚士による振りかえりで，当日の様子を 1 人ずつ共有し，言語聴覚士から支援者に支援のフィードバックを行っていた。利用者の様子について

て、丁寧に振り返っており、身体的な麻痺の状態等も含めた支援の具体的内容を総合的に評価し、次回以降の支援のポイントを共有していた。